

## 「優越Gメン」の体制創設について

令和4年5月20日  
公正取引委員会

1. 令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、令和4年2月16日、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新設した。
2. 本日、公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行体制の更なる強化を図る観点から、「優越Gメン」の体制を創設する。「優越Gメン」は、①独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査、②大企業とスタートアップとの取引に関する調査、③荷主と物流事業者との取引に関する調査など、優越的地位の濫用に関する各種調査において、関係事業者に対する立入調査などの業務を担当する。
3. 公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していく。

|        |   |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課                                      |
|        | 電話 03-3581-3373（直通）   |
| ホームページ | <a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a> |